

29 ギリシャにおける国際仲裁

ステリオス・クスリス

(勅使川原和彦 訳)

- I はじめに
- II 国際仲裁の概念について
- III 国際仲裁契約の有効要件と効果
- IV 国際仲裁判断の国家による統制
- V 最後に

I はじめに

1. ギリシャ法では、民事訴訟法264条と、867条ないし903条、および906条において、国内仲裁と国際仲裁が統一的に規定されている⁽¹⁾。そもそも、「国際仲裁」という概念じたいが、最後の最後まで実定法になかった。それゆえ、外国の仲裁判断から生じる問題は、しばしば国際仲裁の問題として顧慮され、また取り扱われていたのである⁽²⁾。ようやく1988年の法律1816号によって、立

(1) ギリシャの仲裁法に関する一般的な文献としては、*A. Foustoucos, Greece, Int. Handbook on Comm. Arb. Suppl. 4* (1985); *derselbe, YCA V* (1980), 57-83; *N. Deloukas, The Arbitration in Greece*, in: *The Arbitration* (Giuffre) 1991, S. 103-129. 参照。仲裁法の法制史を概観する文献としては、*Deloukas, a.a.O.*, S. 103-106; *Foustoucos, L'arbitrage - interne et international - en droit privé hellénique* 1976, S. 3-18; *K. Kerameus, Probleme des griechischen Schiedsverfahrensrechts aus rechtsvergleichender Sicht, ZZP* 92 (1979), 416-418. 参照。

(2) わずかに *Kerameus, Arbitrage international et ordre juridique hellénique* 1976, *RevA* 1987, 35= *Studia Iuridica* III, 1995, S. 563だけが、国際仲裁をギリシャ民事訴訟法264, 898, 903, 906条の問題としている。

法者は、「国際仲裁」の概念を実定法的に認めたが、もっとも、それを概念的に明確に定義することはしなかった。もっぱら国際仲裁制度の周辺的なことから (Nebensachen) が、当時の規制の対象であった。例えば、国家裁判官が仲裁機関へ再任され、仲裁人 (仲裁裁判官) に選任されることについてとか、各仲裁人の報酬額についてとかが、規制の対象だったのである。同様に、国際仲裁の直接的な規制は、現行法である1995年の法律2331号の施行の後も、限られている。例えば、仲裁人の報酬額。これはそれが私人であるか (ギリシャ民訴一以下、ギ民訴、と略—882条2項)、国家裁判官であるか (ギ民訴882のA条1項)、仲裁裁判所の書記 (Sekretär) (法律2331号17条6項) であるかによって異なる。それから、仲裁の一方当事者がギリシャ国家であるとき国家裁判官を仲裁人に選任できる (法律2331号18条3項) という規定は存する。このように規制が限られているということは、こと国際的な仲裁事案に関しては、現行実定法が特別な規制を予定していることを示しているのである。

2. 一見すると、ギリシャの立法者があたかも国際仲裁をほんのついでに規定しているかのような印象を受けるかもしれない。しかしこれを以て、ギリシャの法秩序が国際私法の司法的な問題について、統一的な取り扱いを知らない、ないしはしていない、という結論にたどり着いてはならない。実際には、いま述べてきたような法律状態は、国際的な仲裁制度の把握に関する一定の方法論的な構想が下敷きになっているのである。

周知のごとく、今日では、国際的な私法関係の規制に関し、方法論上の多元性ということがいわれている⁽³⁾。内国の法秩序の規定を指定する古典的な抵触規範とならんで、今日では、国際的な事実を対象とする国際私法の事項規定 (Sachnorm) や、直接的適用規範 (Normen von unmittelbarer Anwendung) と呼ばれるものが国際的な私法事件を規律することがますます多くなってきている。いわゆる直接的適用規範とは、たとえ原則的には純粋な内国法事件を予定していたとしても、法廷地にとっての決定的な重要性にかんがみ、国際的な制度にも適用がありうる規範である⁽⁴⁾。

(3) 文献は豊富だが、とくに *H. Batiffol, Le pluralisme des methodes en droit international privé* Requeil des Cours 1973 II, S. 79 ff. 参照。

(4) これについては、比較的新しい文献の中から、とくに *Ph. Francescakis, La theorie du renvoi et les conflits de systemes en droit international privé*

国際仲裁自体を国際的法律関係であるとみることによって、実定法における個々の規制は、すでに述べた多元的な方法論に合致する⁽⁵⁾。抵触規範によって国際的な仲裁制度の問題を取り扱うという古典的な方法は、通常の場合、国内仲裁と国際仲裁という両者の法域に対する、立法者の統一的な態度につながる。それに対して、近代の試みは、国際的な領域について固有の仲裁法を作るというものである。それは要するに、多方面から強調されている特性⁽⁶⁾、すなわち国際私法の事項規定の発展にとって本質的な理由をなす特性から出発しようという試みである。国際私法上の実質規範が、国際仲裁の法を貫くことになるが、それはまさに、「国際的な取引行為に由来する紛争の法的取り扱いが、国際取引の性質および需要に適応したある特別な評価を必要とする」という理由からである。こうした国際私法上の実質規範の成立は、立法者の行為に由来するが、しかしとりわけ裁判所の法形成的な創造力からも演繹されるべきである。この意味で、ギリシャの判例の貢献は、特に重要である。というのも、判例は、明示的な実定法上の根拠なしに国際仲裁制度の機能および特質を承認し、そしてそれを浮き彫りにしたからである。さらにギリシャにおける裁判実務は、国際仲裁法に関係する裁判例が国際的な取引行為を下支えする豊富な源泉を作り出している、ということを裏書きしているのである⁽⁷⁾。

II 国際仲裁の概念について

1. 国際仲裁に関する最初の理論的考慮の一つは、ギリシャ的な側面に由来している。すなわち、Charalambos Fragistas 教授によるものである。彼の基礎的な研究は外国仲裁と国際仲裁の概念に関するものであったが⁽⁸⁾、その中で

1958, S. 11 ff., 16 f. 参照。

(5) *B. Goldman*, Règles de conflit, règles d'application immédiate et règles matérielles dans l'arbitrage commercial international, Trav. com. fran. de DIP (1966-1969), 1970, S. 119 ff. 参照。

(6) 例えば, *K.-P. Berger*, Internationale Wirtschaftsschiedsgerichtsbarkeit 1992, S. 528-529; *P. Lalive*, Codification et arbitrage international, Etudes offertes a B. Goldman 1987, S. 151 ff., 155.

(7) この点につき, *V. Pechota*, The Future of the Law Governing the International Arbitral Process: Unification and Beyond, 3 AmRInt'1A (1992), 17 ff., 26. 参照。

(8) *Fragistas*, Arbitrage étranger et arbitrage international en droit privé

彼は国際仲裁制度を超国家的な次元で理解している（「あらゆる国家的法秩序から切り離され、国際法に直接委ねられる仲裁」）。しかし、仲裁法を国内の法秩序から切り離すことは、国際仲裁概念のメルクマールとしては貫徹できなかった。ギリシャの判例は、訴訟対象との関連性という基準ないし実質的基準を支持したが、ときおり（これは正確に言えば、ギリシャ国家が仲裁の当事者として登場したときはいつも、ということであるが）、地理的ないし形式的基準をも考慮に入れている。確かに、これに関する諸判例は、明示的に国際仲裁という言葉を出しているわけではないが、その中で扱われている仲裁制度の外国関連性は、つぎのような前提と結びつけられているのである。その前提とは、主契約（Hauptvertrag）およびその中に含まれている仲裁条項が、それじたい国際的な経済取引に関連しているという意味で、国際的な性格を有している、という要件である⁽⁹⁾。他方また、若干の場合、仲裁条項に基づく仲裁手続が外国で開始されていること⁽¹⁰⁾、ということが補足されることもある。それによってとりわけ法的紛争の国際性という基準が援用されているのである。

こうした判例を体系的に分類しようとするなら、国際仲裁概念の本質的なメルクマールをも指摘しなければならない。ある基本的な判決において注意が喚起されるのは、通常裁判所の（国内および国際）裁判管轄権が仲裁条項によって排斥される、ということである⁽¹¹⁾。いかなる仲裁の合意もその合意の範囲内で国家裁判所の裁判権能を排斥するのならば、その当然の帰結として、当該仲裁条項がギリシャの裁判所の国際裁判管轄権を遮断する場合に、国際仲裁裁判権が存していることになる。かくして、ギリシャの裁判所が、私法上の紛争について確定力ある処理をする国際裁判管轄権を有している場合（ギ民訴3条）には⁽¹²⁾、この法的紛争に関連する仲裁合意は、国際仲裁裁判権へとつな

Rev. Crit. Dr. Int. Pr. 1960, 1 ff.

(9) こうした方向にある裁判例として、Areopag（ギリシャ最高裁）565/1965, Ephimeris Hellinon Nomikon 1966, 667; Areopag 1668/1986, Ephimeris Hellinon Nomikon 1987, 615; BerG Athen 3894/1976, Harmenopoulos 1979, 392; LG Piraeus 2493/1975 Epitheorisis Emporikou Dikaïou 1978, 255-256.

(10) Areopag 986/1986 a.a.O.; Areopag 1668/1986 a.a.O.; BerG Athen 3894/1976 a.a.O.

(11) BerG Piraeus 77/1985, Nomikon Vema 1986, 250. 同旨, *Kerameus*, Aktuelle Probleme der internationalen Handelsschiedsgerichtsbarkeit unter Berücksichtigung der Rechtslage in Griechenland, in: *Studia Iuridica* III, 1995, S. 547 ff., 554.

がることになるう。

2. ギリシャの判例によって浮き彫りにされたように、国内仲裁と国際仲裁との違いを、「内国」仲裁と「外国」仲裁という対比概念と取り違えてはならない⁽¹³⁾。とくに最後に述べた違いには、外国仲裁判断の承認・執行に関して、特別な意義がある。ギリシャ民訴903条によれば、同条に掲げられている要件が充足されていれば、外国仲裁判断の確定力は、さらに別の手続を経ることなく承認されなければならない。さらに、906条は、外国仲裁判断に対する執行判決 (Exequatur) は、「もっぱら903条所定の要件が充足されているか否かのみを審査しなければならない管轄裁判所によってのみ、付与されうる」と規定している。さらに、ギリシャは、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (訳者注：ニューヨーク条約、1959年6月7日発効) にも批准した⁽¹⁴⁾。もちろん、締約国留保 (訳者注：締約国の領域でなされた仲裁判断に限る旨の留保) と商事事件留保 (訳者注：国内法により商事と認められる法律関係から生じる紛争についての仲裁判断に限る旨の留保／両者の留保ともニューヨーク条約1条3項) を行なった上での批准である⁽¹⁵⁾。したがって、この条約の適用領域では、この条約の各条項が適用される⁽¹⁶⁾。

(12) ギリシャ法における国際管轄の規制については、*G. Mitsopoulos*, La jurisdiction internationale en droit grec, Sonderdruck aus Rev. Hell. Dr. Int. 1977; *Kerameus*, Das griechische internationale Zivilprozeßrecht, in: *Studia Iuridica* III, S. 337 ff., insb. 340 ff. 参照。

(13) この違いについて、一般的に、*P. Bernardini*, L'arbitrato internazionale 1994, S. 11-12; *U. Haas*, Die Anerkennung und Vollstreckung ausländischer und internationaler Schiedssprüche 1991, S. 43-47; *M. Rubino-Sammartano*, International Arbitration Law 1990, S. 15 ff., 20, 24; *Walter/Bosch/Brönnimann*, Internationale Schiedsgerichtsbarkeit in der Schweiz 1991, S. 33. 参照。

(14) *Kerameus*, RevA 1987, 38. 参照。

(15) *Schwab/Walter*, Schiedsgerichtsbarkeit, 5. Aufl., 1995, S. 386-388.

(16) Areopag 460/1990, Dike 1992, 816; BerG Patras 469/1974, Dike 1975, 243; BerG Patras 426/1982, Nomikon Vema 1983, 252, 253; BerG Piraeus 959/1983, Piraiki Nomologia 1983, 227; BerG Athen 4458/1984, Nomikon Vema 1984, 1381; BerG Athen 2135/1987, Nomikon Vema 1987, 1407-1408; BerG Piraeus 176/1989 Dike 1992, 820.

外国仲裁判断の概念は、ギリシャ民訴903条および906条という自律法において、法律的に定められているわけではなく、学説・判例により形成されてきたものである。近時、ギリシャ最高裁判所の大法廷で、これについての判決が出ている。それは1985年の判決であるが⁽¹⁷⁾、この判決で裁判所は、適用される外国手続法を外国仲裁判断の基本的なメルクマールと見なすことで、従来の判例と通説を支持した⁽¹⁸⁾。それゆえ、他の連結点、例えば仲裁裁判所が本拠を置いている国とか、両当事者の国籍などは、仲裁判断の国籍にとって無関係とされたのである。

仲裁判断の内国的または外国的性格の決定についての属地主義 (Territorialitätsprinzip) には、国際的な支持が強まっている⁽¹⁹⁾。それについてつぎに短く述べておきたい。仲裁判断の国籍に関する問題の核心は、直接その国の制度に結びつけられている。いずれの仲裁判断も、法制度への拘束的効果を生ずる。それゆえ、仲裁判断が裁判所の判決と同等に機能するとされるような具体的国内法秩序は、仲裁判断の国籍の決定にも加わるのである。仲裁人は、準拠実質法や、仲裁裁判所の本拠や、両当事者の国籍とは無関係に、裁判構造や拘束の通用性を保障する訴訟手続制度に基づいて、仲裁判断を下す。したがって、同様に、適用される手続の枠組みについての国籍からも、仲裁判断の国籍が読みとられなければならないのである⁽²⁰⁾。

(17) Nomikon Verna 1985, 1399; これについては, *Foustoucos*, YCA XIII (1988), 417-418. も参照のこと。

(18) 同旨の裁判例として, BerG Athen 2712/1978, Nomikon Verna 1979, 421 ff., 422 (*G. Verveniotis* の賛成評釈423-426); BerG Athen 3991/1983, Harmenopoulos 1983, 983; Areopag 954/1984, Helliniki Dikaioisini 1985, 34-35. 学説としては, 例えば, *G. Maridakis*, Die Vollstreckung von ausländischen Entscheidungen [griech.], 3. Aufl., 1979, S. 115; *P. Massouridis*, The Enforcement of foreign Judgements in Greece, Rev. Hell. Dr. Int. 1970, S. 186 ff., 203-204; *S. Vrellis*, Reconnaissance et exécution de décisions étrangères tant judiciaires qu'arbitrales (La système en vigueur et ses améliorations), Justiz und Effizienz II 1987, S. 399 ff., 433; *A. Foustoucos*, Internationale Schiedsgerichtsbarkeit und ausländischer Schiedsspruch [griech.], Nomikon Verna 1992, 253 ff., 261.

(19) 例えば, *W. L. Claig*, Some Trends and Developments in the Laws Practice of International Commercial Arbitration, 30 TexILJ (1995), 1 ff., 36-41, 57.

ともかく、以上述べてきたことからわかることは、外国の仲裁判断は、必ずしも国際仲裁判断と同列にはおけないということである。国際仲裁手続、すなわち国際的取引に関する手続は、仲裁裁判所が当事者の合意に基づいてギリシャの手続法を適用した場合には、内国の仲裁判断につながるということは極めてありうることなのである。そして逆に、すでに国際的に貫徹された国際仲裁の脱地域化 (Delokalisierung) の枠内で、内国の仲裁、すなわち国際商取引に利害の関わりをもたない仲裁が、外国の仲裁判断で終わる、ということは、裁判所が当事者の合意に基づいて外国の手続法を適用した場合には排斥されないものである⁽²¹⁾。

III 国際仲裁契約の有効要件と効果

1. 国際仲裁条項がここまで述べてきたような意味であるなら、その手続的效果は法廷地法によって判断されなければならない⁽²²⁾。もし法的紛争が仲裁にしたがうのなら、裁判所は、抗弁に基づいてギリシャ民訴264条により事件を仲裁裁判所に移さなければならない⁽²³⁾。すでに強調したように国家の司法

(20) *E.-M. Bajons*, Zur Nationalität internationaler Schiedssachen, FS-Kralik 1986, S. 3 ff., 13. もまた、つぎのように強調している。「属地主義に対して、これ（準拠手続法主義）はつぎのような長所を有する。すなわち、ある特定の手続システムにおける法律事件の統合というモメントが重視され、それによって仲裁手続と国家の統治制度との間の均質な関係が創出される、という長所である。」

(21) 同旨, *Foustoucos*, Internationale Schiedsgerichtsbarkeit und ausländischer Schiedsspruch [griech.], Nomikon Vema 1992, 262-263. 脱地域化の問題については, *K. H. Böckstiegel*, Zu den Thesen von einer “delokalisierten” internationalen Schiedsgerichtsbarkeit, FS-Oppenhoff 1985, S. 1 ff.; *W. Park*, National Law and Commercial Justice: Safeguarding Procedural Integrity in International Arbitration, 63 TuLR (1989), 647 ff., 679 ff., 684 ff. 参照。

(22) BerG Thessaloniki 1602/1983, Epitheorisis Nautikou Dikaiou 1984, 313; LG Piraeus 1087/1984, Epitheorisis Nautikou Dikaiou 1985, 310; LG Piraeus 452/1991, Epitheorisis Nautikou Dikaiou 1992, 353 ff., 356. 学説として、とくに *E. Krispi-Nikoletopoulou*, Die Schiedsgerichtsbarkeit nach dem Internationalen Privatrecht, Ephimeris Hellinon Nomikon 1958, 595 ff., 510. 参照。

(23) このことから生じる問題については, *Kerameus*, The Examination of an

機関の国際裁判管轄権の排斥に至るような、こうした手続的効果の発生のためには、もちろん、裁判所はあらかじめ主張にかかる仲裁契約の有効性を審査しなければならない。ここで、国際仲裁契約の有効要件の問題がもちあがるのである。

同様の問題が現れうるのは、仲裁裁判所で仲裁条項の有効性が争われる場合である。ギリシャ民訴887条2項によると、このような場合に、仲裁人は、自らの裁判行為の諸条件に関して決定をする権利があるのみならず、そうする義務を有するのである。したがって、仲裁人が仲裁契約の存在・範囲・効果に関して判断しなければならないという意味で、ギリシャ法には、仲裁裁判所の *Kompetenz-Kompetenz* (訳者注：管轄を指定する管轄、仲裁裁判所が自らの管轄について判断を下せること。Schwab/Walter, *Schiedsgerichtsbarkeit*, 5. Aufl., 1995, S. 53は、仲裁裁判所が国家裁判所に対して拘束力をもって仲裁契約の存在に関して積極的に判断しうるか否か、の問題という) の原則があるのである。もちろん仲裁裁判所の判断は、仲裁判断の下される前の確認訴訟か、仲裁判断の下された後でその取消しを求める訴訟(ギ民訴897条1号2号)ないしその不存在の確認を求める訴訟(ギ民訴901条1項a)において確定判決をする権限を有する通常裁判所を拘束しない⁽²⁴⁾。

2. ギリシャの国際私法は、仲裁裁判制度の様々な段階の準拠法に関して、特別な法規範を有していない。しかしながら、ギリシャ民訴869条1項は、契約に関する私法の規定は仲裁の合意をも規律する、と規定している。ここから判例は、あらかじめ仲裁契約の法的性質に関して態度決定をしておく必要に迫られることなしに、ギリシャ国際私法の適当な抵触規範を国際仲裁条項の実質法上の諸問題に適用するための永続的な根拠を手に入れたのである⁽²⁵⁾。

仲裁契約の実質的有效性に関しては、判例は、契約上の債権債務関係を一般

Arbitration Agreement by State Courts While Arbitration Is Pending, Rev. Hell. Dr. Int. 1989-1990, 217 ff., 223-224, 226-227. 参照。

(24) Areopag 954/1984, Helliniki Dikaiosisini 1985, 35; Areopag 403/1989, Ephimeris Hellinon Nomikon 1990, 99; Areopag 1404/1990, Dike 1991, 608.

(25) この点につき, P. Schlosser, *Das Recht der internationalen privaten Schiedsgerichtsbarkeit*, 2. Aufl., 1989, Rdnr. 250, S. 191. 参照。

的に規律するギリシャ民法25条を指定している。その結果として、仲裁契約は、まず、両当事者が明示的ないし黙示的に適用を合意した法に従う (lex-voluntatis)。ここで当事者間にそのような合意がなかった場合には、具体的な事情に応じて適切な法が適用されうるのである (proper law 適切な法)⁽²⁶⁾。そのような事情とは例えば、主契約の締結された場所、当事者の営業所の所在地、仲裁人の住所⁽²⁷⁾、仲裁手続の追行地⁽²⁸⁾、仲裁判断の作成地⁽²⁹⁾などである。重大な徴憑は、仲裁条項と主契約がいかなる場合もあるひとつの法に従わねばならないという意味を持つことなしに、主契約の準拠法にも転用されう。仲裁合意の準拠法の決定に際して、判例は、しばしば主契約に対する仲裁契約の自律性の原則に依拠してきた⁽³⁰⁾。それによって、主契約に適用される法に対する仲裁条項の法的独立性が考えられ、それに伴い、とりわけ、両当事者に別に合意がある場合には、主契約の準拠法と仲裁条項の準拠法とが同一である必要なし、ということになったのである⁽³¹⁾。

両当事者は、原則として、自由に仲裁契約を外国法に従わせることはできる。それにもかかわらず、判例は、ギリシャ民法25条による準拠法の選択に際し、当該法的紛争につき、当該外国との何らかの接点があることをも要求している。こうした当事者の自由の制限を支持するものとして、たとえばアテネ控訴裁判所がある。「具体的事件における準拠法の属する国は、仲裁契約との関連性 (国籍または両当事者の居所) か、または基礎となっている法的紛争との

(26) とりわけ, BerG Athen 2712/1978, Nomikon Vema 1979, 422 ; BerG Athen 1466/1983, Nomikon Vema 1983, 840 ff., 842 ; BerG Thessaloniki 1602/1983, Epitheorisis Emporikou Dikaiou 1984, 3 ; BerG Piraeus 278/1989, Epitheorisis Nautikou Dikaiou 1989, 163 ; BerG Piraeus 226/1994, Epitheorisis Nautikou Dikaiou 1994, 121 ; LG Volos 437/1979, Nomikon Vema 1981, 145 ; LG Athen 3359/1983, Helliniki Dikaioisini 1984, 733. なお, *Foustoucos*, *L'arbitrage* (Fn. 1), S. 205 ff. も参照されたい。

(27) BerG Kreta 78/1976, Ephimeris Hellinon Nomikon 1977, 567 ; LG Piraeus 1087/1984, a.a.O., 310.

(28) BerG Athen 1466/1983, a.a.O., 842.

(29) BerG Athen 4458/1984, Nomikon Vema 1984, 1382-1383.

(30) Areopag 329/1977, Nomikon Vema 1977, 1340 ; BerG Athen 1466/1983, a.a.O. (Fn. 21), 842.

(31) BerG Thessaloniki, 1602/1983, a.a.O., 311. 同旨, *Krispi-Nikoletopoulou*, a.a.O., S. 511 ; S. *Vrellis*, in : Nomikon Vema 1989, 454.

関連性（主契約の締結地または履行地）を何らかの形で有していなければならない」⁽³²⁾というのである。もっとも、学説はこの見解に必ずしも同調してはいない⁽³³⁾。

こうした考え方は、準拠法の選択における、いわゆる当事者の相対的自律性説に由来する。この説は、以前、ギリシャの国際私法の判例・学説において支配的な見解であった⁽³⁴⁾。しかしながら、契約債務の準拠法に関するローマ条約にギリシャが批准し発効した（1988年法律1792号）後では、もはやこの見解は妥当しえないであろう。たとえこの条約が仲裁の合意には適用されなくとも（1条二項D）、準拠法の選択における両当事者の絶対的自由の原則（3条一項）はギリシャ法に導入され、それはまた、仲裁合意の解釈にとって重要な意義を有することになるのである。

3. 両当事者が「不文の抵触規則」⁽³⁵⁾に基づき、仲裁契約の準拠法を自由な選択に従って定めたならば、仲裁条項の残りの有効要件はまた別の観点によって判断されなければならない。

a) まず仲裁契約の形式に関しては、ギリシャ民訴869条が法定の書式を要求しており、その結果、仲裁契約は、すべての当事者によって自筆で署名されなければならない。明らかにこの規制は、現代的な取引の要求に答えるものではない。それゆえ、いまでは、1995年の法律2331号の17条1項によって、つぎのように規定されている。すなわち、署名入りの手紙、電報、テレックス、またはファクシミリの交換によって仲裁契約が締結された場合、その合意も書面でなされたものとみなされる、とされているのである⁽³⁶⁾。

(32) BerG Athen 2712/1978, a.a.O., 422.

(33) かかる制限に反対するものとして、とくに *Kerameus*, RevA 1987, 40-41 = *Studia Iuridica* III, S. 567-568 参照。彼は、大陸法と英米法の間の差異を指摘する。なお、*Foustoucos*, a.a.O., S. 195 も参照のこと。これに対する異見として、*Krispi-Nikoletopoulou*, a.a.O., S. 507.

(34) 最近のものとして、*Z. Papasiopi-Passia*, La Convention Communautaire de Rome de 1980 sur la loi applicable aux obligations contractuelles d'après sa mise en vigueur en Grèce [griech.] 1991, S. 16-17. 参照。

(35) *Schwab/Walter*, a.a.O., Kap. 43, IV 1, Rdnr. 5, S. 407.

(36) 現代の取引の要求に仲裁法を適応させるにあたり、立法提案に一定の指導的役割を果たしたものとして、*K. Beys*, ZPR. Kommentar. Schiedsgerichtsbar-

国際仲裁契約は、その形式に関しては、抵触法的にはギリシャ民法11条によって判断されなければならない。それによると、国際仲裁契約の内容を規制する法か、または契約が処理される地の法、もしくは当事者の本国法が、決定的な役割を果たす⁽³⁷⁾。注意すべきは、ニューヨーク条約の適用領域においては、ギリシャの判例もまた、2条2項が、独立してかつ国内法に依拠することなく解釈されるべき事項規定である、という考え方に従っている、ということである⁽³⁸⁾。

b) 仲裁をなしうる主体 (subjektive Schiedsfähigkeit 主観的仲裁適格) に関しては、法廷地の国際私法によって決定されるという説⁽³⁹⁾もあれば、仲裁合意の準拠法のある国の国際私法が指定するという説⁽⁴⁰⁾もある。判例はこの論点に関して態度を決定していないが、同時に、国際仲裁上の問題について、ある重要な貢献をしている。すなわちそれは、ギリシャ国家が仲裁の合意をする能力に関する問題についてである。すでに1965年にギリシャ最高裁判所は、当時の法が規定していた、法的紛争を仲裁裁判の処理に従わせることについての国家に対する制限が、国際的取引(事案は国際的海上輸送)に関する仲裁手続には妥当しない、ということを承認した⁽⁴¹⁾。このテーゼの根拠付けのために裁判所が依拠したのは、内国的公序 (ordre public interne) と国際的公序 (ordre public international) の違い、ということであり、さらに裁判

keit [griech.] 1994, Art. 869, Nr. 4. 3, S. 141; S. Koussoulis, Aktuelle Formen der Transaktionen durch Urkunden [griech.] 1992, S. 61 ff.

(37) Areopag 329/1977, a.a.O., 1340-1341; BerG Athen 1038/1978, a.a.O., 403; BerG Thessaloniki 1602/1983, a.a.O., 3; Präsident des BerG Thessaloniki 7/1987, Nomikon Vema 1989, 450 ff., 453; LG Piraeus 452/1991, a.a.O., 354-355. 参照。

(38) BerG Athen 4356/1989, in: C. Calavros, Schiedsgerichtsbarkeit. Sammlung von Texten und Rechtsprechung, 2. Aufl., 1992, S. 935 ff., 937. 同旨, K. Kerameus, Vollstreckung in Griechenland englischer Urteile und Schiedssprüche [griech.], Helliniki Dikaiosisini 1985, 387; G. Verveniotis, Internationale Handelsschiedsgerichtsbarkeit I. Das UN-Übereinkommen 1990 [griech.], S. 68-69.

(39) Maridakis, a.a.O., S. 120.

(40) Krispi-Nikoletopoulou, a.a.O., S. 509; Verveniotis, in: Nomikon Vema 1979, 424.

(41) Areopag 565/1965, a.a.O. (Fn. 9), S. 667.

所は、先ほど述べたような制限は内国的公序に属するものであり、したがって、国際的取引には適用がない、ということを強調したのである。このあとの裁判にも引き継がれたものと思われる⁽⁴²⁾こうした論拠により、ギリシャの判例は、国際私法的事項規定を作り出したのである⁽⁴³⁾。と同時に、国際的公序というローマ法以来知られる概念を我がものとしたのである⁽⁴⁴⁾。

c) 仲裁対象となりうる客體 (objektive Schiedsfähigkeit 客観的仲裁適格)の問題は、もっぱら法廷地法に従って判断されなければならない⁽⁴⁵⁾。それはすでに、ギリシャ民訴903条2項からも明らかであるが、この規定によると、外国仲裁判断の承認は、仲裁判断の対象がギリシャ法の基準に従って仲裁の客體となりうるかどうかによって左右される。この点では、ギリシャ法は、国際的な通説に従っている (ニューヨーク条約5条2項aも同様)。結局、国際仲裁は、ギリシャ法によると、当事者が任意に処分できるような私法上の紛争のみを対象とし⁽⁴⁶⁾、それに対して、労働法上の私法事件 (ギ民訴867条および663条)と仮の処分に関する事件 (ギ民訴685条)は、仲裁裁判的处理の客體となることはできない、ということになる。

IV 国際仲裁判断の国家による統制

1. ギリシャ法においても仲裁判断は、国家裁判所による二重の抑止的な統制に服する。国内仲裁判断は、直接的には、ギリシャ民訴897条の取消の訴え、またはギリシャ民訴901条の不存在確認の訴えによって再審査される。しかしながら、たとえばドイツ民訴法1042条ないし1042条dの意味でのような、執行宣言のための特別の国家手続は存しない。というのも、仲裁判断の場合の執行

(42) Areopag 986/1986, Ephimeris Hellinon Nomikon 1987, 615; BerG Athen 3894/1976, a.a.O., 392; BerG Piraeus a.a.O., S. 161-162. 参照。

(43) 破毀院もまた、一年後 Galakis 事件 (JDI 1966, 648) で同じ方法に従った。これについては例えば, *Ch. Raymond*, *Souveraineté de l'Etat et participation a l'arbitrage*, RevA 1985, 517ff., 531-532. 参照。

(44) *Haas*, a.a.O. S. 219-222; *P. Schlosser*, *Ausländische Schiedssprüche und ordre public "international"*, IPRax 1991, 218-220. 参照。

(45) *Verveniotis*, in: *Nomikon Vema* 1979, 424.

(46) これを支持する諸見解につき, *Schwab/Walter*, a.a.O., Kap. 44, I 1, Rdnr. 1, S. 411. 参照。

文は、一人制裁判所 (Einzelrichtergericht) の裁判官により記載され、付与されるからである⁽⁴⁷⁾。それに対して、外国の仲裁判断は、承認・執行手続の枠内で、内容的な統制と手続法的な統制に服する。

両者の統制可能性の関係について、ギリシャ最高裁判所は、ある基本的な判決の中でつぎのように判示した。すなわち、ギリシャの裁判所は、外国の仲裁判断に対しては、取消の訴えやギリシャ民訴901条による不存在確認の訴えについての裁判管轄権を有せず、外国仲裁判断についての執行宣言を拒否できるだけである、と判示したのである⁽⁴⁸⁾。この最高裁判例は、二種類の観点で重要な意義を持っている。その第一は、内国仲裁判断か外国仲裁判断かで、受けられる法的救済手段が別々になるということである。しかし第二に、これにより示唆されるのは、両者の法的救済の間には、内在的構造的な違いがあるはずである、ということである。ギリシャ民訴897条による取消の訴えの根拠と、903条による不承認ないし不執行宣言の要件との比較から明らかになることは、取消の訴えの方が射程が広いということである。つまり、すでに実定法によって、外国仲裁判断に対し、内国のそれよりも有利な地位が認められているのである⁽⁴⁹⁾。

すでにこれまで強調してきたように、国際仲裁判断と外国仲裁判断とは、必ずしも同列におくことはできない。外国仲裁条項は国際仲裁判断を目的とするのが通例ではあるが、国際仲裁判断は同時に国内仲裁判断となる場合がありうるのである。したがって、根本的には、国際仲裁制度は、内国仲裁判断が下されたのか外国仲裁判断が下されたのかによるのである。

2. 外国仲裁判断ないし国際仲裁判断のもっとも重要な審査基準を形づくっているのは、公序 (ギリシャ民訴903条 6 号) である。確定判例によると、それはギリシャ民法33条のいわゆる国際的公序を意味するとされ、一国の社会的・経済的・国法的・政治的・道徳的・宗教的な諸概念を包括する内国法秩序のあらゆる

(47) *Kerameus*, Einschränkungen der Klage auf Aufhebung von Schiedssprüchen, FS-H. Fashing 1988, S. 257 ff., 259 = *Studia Iuridica* III, S. 295 ff., 298. も参照。

(48) *Areopag* 899/1985, a.a.O. (Fn. 17), 1399. なおまた, *Foustoucos*, *L'arbitrage* (Fn. 1), S. 251. 参照。

(49) *Kerameus*, *RevA* 1987, 37-38 = *Studia Iuridica* III, S. 565. 参照。

る不可欠の基本的価値 (Grundwerte) を、あわせて統括するものとされている⁽⁵⁰⁾。強行的法秩序 (ギ民 3 条) の総括概念に相当する内国的公序 (ギ民訴 897 条 6 号) と比較すると、国際的公序は、国際仲裁判断をギリシャの生活周期 (Lebensrhythmus) に適合させるための本質的に緩やかな手段を発達させており、それゆえに、効果が弱められている⁽⁵¹⁾。さらに、国際的公序の概念が、国内仲裁判断として取消の訴えの対象となるような僅かな数の国際仲裁判断にも適用されうるのか否か、ということについては、まだ未解決のままになっている。判例はかつて、ある国際仲裁事件を取り扱ったが、それは、国内仲裁判断が下されて終結した⁽⁵²⁾。国内仲裁判断に対して取消の訴えが提起された場合ですら、裁判所は、それを緩やかな国際的公序による統制に服さしめたのである。このことはおそらく、内国的公序と国際的公序の差異は国内仲裁裁判権と国際仲裁裁判権の分配に機能的に関連している⁽⁵³⁾、という考え方の延長線上にあらう。今述べた判例からは、つぎのようなより一般的な結論が導かれる。すなわち、国際的公序は、国籍と無関係に国際仲裁のもとで下されるあらゆる仲裁判断の、恒常的な統制基準を作り出しているのである。

3. ギリシャ民訴 903 条 6 号の公序の消極的機能は、実体法ならびに手続法上の問題とかわかる。実体法的公序と手続法的公序との区別は、裁判実務ではなされていない。ある (基本的な) 最高裁判決が実体法的公序の一つの場合を述べているが、そこでは、船舶の超過保険が、国際的公序違反を理由に無効とされ、その結果、仲裁判断の執行宣言は拒絶された⁽⁵⁴⁾。抽象化していえば、判例はつぎのことから出発している。すなわち、たとえギリシャ民訴 903 条お

(50) 最近のものとして、Areopag (大法廷) 6/1990, Dike 1990, 1006.

(51) この点につき、G. Mitsopoulos, Die Unvereinbarkeit des ausländischen Schiedsspruchs, der auf Schadensersatz wegen Unterlassung einer Überversicherung eines Schiffes erkennt, mit dem griechischen ordre public, FS-G. Baumgärtel 1990, S. 381ff., 384-385; Kerameus, ZZP 92 (1979), 430-431. 参照。

(52) BerG Athen 1072/1991, Helliniki Dikaiosisini 1993, 1531.

(53) この点につき例えば、M. Domke, Towards an "international" public policy in commercial arbitration, FS-Bülow 1981, S. 49ff., 51; Schlosser, IPRax 1991, 219. 参照。

(54) Areopag 6/1990, a.a.O., S. 1006-1011. この判決については、Mitsopoulos, a.a.O., S. 381-388. 参照。

よび906条による手続では実質的再審査が許されていないとしても⁽⁵⁵⁾、実体法上の公序の審査によって間接的に国際仲裁の実質的統制が行なわれている、ということなのである⁽⁵⁶⁾。

4. 手続法的公序の諸相はしばしば見いだされる。留意すべきは、その際に使用されるカズイスティッシュな方法である。判例は、積極的に公序違反だとはいわずに、国際的公序に反さないとする手続的状况を述べるというような消極的方法だけを用いるのである。

a) 判例は、理由を付していない外国仲裁判断を国際的公序違反とみななかった。ギリシャ民訴892条2項2号によると、両当事者は内国仲裁判断の理由付けを放棄することができる。実定法上認められている、仲裁判断の理由付け義務についての裁量性から、判例は、国際仲裁における理由付けの欠缺は国の基本的価値と矛盾しない、という結論に至ったのである⁽⁵⁷⁾。

b) また、ある注意すべき判決においてギリシャ最高裁は、仲裁の合意によれば、仲裁手続に個人的に出てきたりまたは弁護士に代理させたりすることを、両当事者が認めていない場合につき、国際的公序に矛盾しない、という結論に達した。もっとも、この見解は、両当事者が仲裁人の面前でそれ以外の十分な代理を立てていた、ということが前提になっていた。ギリシャ最高裁の裁判官の多数意見によると、そのような合意による規制は、仲裁手続の主要かつ不可欠の原則である平等原則にも法的審問の要請にも反しない、というのであ

(55) Areopag 954/1984, a.a.O., S. 34; BerG Athen 1466/1983, a.a.O., S. 840.

(56) この問題については、P. Gottwald, Die sachliche Kontrolle internationaler Schiedssprüche durch staatliche Gerichte, FS-Nagel S. 54 ff., 66 ff., 68-69. 参照。

(57) Areopag 149/1986, Helliniki Dikaiosiini 1986, 495; BerG Athen 5227/1974, Harmenopoulos 1977, 651 (*Grammatikaki-Alexiou* の評釈付き652-654); BerG Athen 2494/1975, Nomikon Vema 1975, 671; BerG Athen 1466/1983, a. a.O., S. 842. この裁判ならびに理由づけ義務の裁量性に対して、批判的な見解を明らかにするものとして、A. Koutsourades, Die Begründung von Schiedssprüchen [griech.], FS-Michaelidis-Nouaros B', 1987, S. 141 ff., 169-177.

(58) Areopag (大法廷) 1572/1981, Nomikon Vema 1982, 1053-1054. 少数意見によれば、かかる仲裁条項は、当事者の資格と仲裁人の資格との取り違えにつ

る⁽⁵⁸⁾。

c) 同様に、国際的公序と矛盾しないものとみなされた条項として、一方当事者が仲裁人を適時に選任しない場合には、準拠手続法によって他方当事者の選任した仲裁人のみが、仲裁裁判所に提出された法的紛争を処理する、という条項がある⁽⁵⁹⁾。

V 最後に

これまで述べてきたことから、つぎのようなことを導き出すことができる。ギリシャにおける国際仲裁は、内国仲裁と比較して、より自由かつリベラルな体系の下にある、ということ。そしてまた、裁判実務は国際仲裁手続のすべての段階で、当然に国際仲裁の同等な取り扱いの原則にしたがう、ということによって、国際的な取引の特性を効果的に顧慮することができた、ということである。

* 本稿は、1996年6月15日比較法研究所主催の公開講演会において行なわれた講演のもととなった原稿の翻訳である。

ながら、国際的な公序によっても認められない、という。仲裁裁判所の合意の際に充足されている必要がある法治国家的要件については、S. Koussoulis, Fragen zur Mehrparteienschiedsgerichtsbarkeit, insbesondere zur Bestellung der Schiedsrichter, ZJP 107 (1994), 195 ff., 204-205. 参照。

(59) Areopag 219/1973, Nomikon Vema 1973, 1140-1141; Areopag 329/1977, 1340-1341. この裁判については、Kerameus, RevA 1987, 46. も参照。